

# 平成 21 年度第 10 回丸子地域協議会会議次第

平成 22 年 1 月 19 日(火)午後 1 時 30 分  
丸子地域自治センター3 階・第 1 会議室

## 1 開 会

## 2 あいさつ

## 3 報告事項

( 1 ) 上田市建築物における駐車施設の附置等に関する条例について [資料 1]

## 4 調査研究事項

### ( 1 ) 全体会議

地域協議会のあり方に関する意見書について [資料 2]

わがまち魅力アップ応援事業の審査方法について [資料 3]

カネボウ食堂棟活用検討専門部会の報告

### ( 2 ) 専門部会

## 5 その他

- ・ 次回の日程「 2 月 2 6 日(金曜日)」
- ・ その他

## 6 閉 会

21建指第185号  
平成21年1月6日

丸子地域協議会  
会長 片桐 久 様

上田市長 母袋 創一  
(都市建設部 建築指導課)  
(公用印省略)

上田市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の公布について(報告)

新春の候、貴職におかれましては益々御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、標記の件につきまして、現在上田都市計画区域のみを対象として暫定施行されている条例を廃止し、丸子都市計画区域を含めた新たな条例を制定するため検討してまいりました。

貴協議会の皆様には、平成21年1月30日に開催された「平成20年度第9回」にてご説明をさせて頂き、2月より関係者への説明及び丸子地域住民の皆様への周知等を行い条例制定に向け調整を進め、平成21年7月24日に開催された「平成21年度第4回」の協議会にて結果と予定について、ご報告をさせて頂きました。

その後、平成21年12月定例市議会にて審議・議決され12月18日条例が公布されました。今後約6ヶ月の周知期間を経て、平成22年7月1日より施行される運びとなりました。

つきましては、貴協議会へのご報告とともにご協力いただきました皆様に深く御礼申し上げます。

尚、今後の予定としまして、「広報うえだ2月1日号」に周知記事を掲載し、周知を図ってまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

都市建設部 建築指導課 審査係 (課長)田村 (担当)乾 電話23 5430(直通)
--

平成 年 月 日

上田市長 母袋 創 一 様

丸子地域協議会  
会長 片桐 久

意見書(案)

上田市地域自治センター条例に基づき、下記のとおり地域協議会の意見を提出します。

記

1 件 名	協議会のあり方について
2 意見内容	<p>丸子地域協議会では、協議会に課せられた任務に的確に応えるためには協議会はどうあらなければならないのかと言った協議会のあり方について話し合いを重ねてきました。広く地域住民の意見を聞き、より多くの情報を集め、地域の課題を住民と共有しながら、地域的課題を市民協働により解決することが求められています。</p> <p>この度、第二期地域協議会の締めくりに当たり、今日までの協議会の論議を踏まえ協議会のあり方について、1 地域協議会の役割の強化策について、2 地域全体の発展策について、3 地域予算の活用、4 地域自治センターとのかかわりについての4項目にわたり丸子地域協議会としての意見を取りまとめましたので、市当局の見解を求めるとともに、ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 地域協議会の役割の強化策について</p> <p>(1) 施策の決定や事業等の実施にあたり、どのように協議会の意見が反映されているのか、意見の扱いや結果について何らかのかたちで公表されることを要望します。</p> <p>(2) 諮問あるいは意見を求められたときや、協議会として地域の意見を取りまとめる必要がある場合、専門的な意見や当事者の意見など広く市民の意見を聴取できる仕組や予算付けを要望します。</p> <p>2 地域全体の発展策について</p> <p>(1) 第1次総合計画の地域まちづくり方針について、その具体化にむけた検討組織の立ち上げに関係部局が積極的に係わるよう要望します。</p> <p>(2) 市民協働事業を推進するに当たり自治会や地域の自治会連絡会との情報の共有や連携が重要な課題となっていますが、自治会と地域協議会のそれぞれの役割や機能について行政として考えを明示して頂きたい。</p>

### 3 地域予算（持寄り基金）の活用について

持寄り基金は地域的課題に対応するとともに地域の活性化や市民協働事業の推進のため、次の各項目について第1次上田市総合計画の最終年を目途に計画的に活用することとし、各項目について行政の積極的な支援を要望します。

- (1) 地域的課題（大塩館・徳寿荘・陽寿荘跡地活用等）
- (2) 地域的資源や産業文化遺産等の活用による地域振興事業
- (3) 地域コミュニティの育成事業
- (4) 特色ある地域イベント支援
- (5) 歴史的行政資料の整理保管
- (6) 子育て・不登校児童・外国籍児童に対する活動支援
- (7) ファーストビル・旧食堂棟・依水館など丸子地域特有な施設の活用促進
- (8) 単一自治会で解決できない地域共通な課題（防犯灯等）への活用
- (9) 地域的特性を高める事業支援

### 4 地域自治センターのあり方について

地域自治センターの役割については、条例に規定されているところですが、どこまで協議会として発言し、事業執行を求めていけるのか、たとえば地域予算を原資とする一定額以内の事業について、センター長の特認事項として地域協議会の場で事業採択をできるような仕組みがあれば、より具体的に地域協議会の役割と権限が明確になると思われます。

終わりに、地域協議会は、今後ますます地域内分権が進行するなかで、地域内の意見や要望、世論といったもの等も地域の中で集約し、地域のことは地域で考え行動する団体や組織を市民協働の視点に立って支えてゆく唯一の市の機関として、市長や市民の付託に応える立場にあるとも言えます。3期6年を限度とする2年の任期ではありますが、地域分権型社会の中で、委員としてのやりがいのある、責任感も充実感も持てる地域協議会でありたいと思うものであります。

わがまち魅力アップ応援事業の審査方法について (丸子地域案)

項目	丸子地域対応	審査方法等
申込受付	チェック表により、申し込む団体自ら確認のうえで申し込んでいただく。 (基準外、他制度の補助をチェック)	以前に補助制度を受けている団体は優先順位を考える。
地域協議会による事業選考	5 項目の選考基準について事前に団体からプレゼン資料(資料 2 ページ)を提出してもらう (2 月 26 日提出期限)。丸子地域対応の選考調書を使用 (資料 3 ページ)。	プレゼン選考会では、事業の一番のセールスポイントのみを述べてもらい、選考の参考とする。
	限られた時間内で可能な限り現地調査 (2/26) を実施する。	現場のある事業についての実態把握し、選考の参考とする。
	次の分野に分けて評価する。 (A) 地域課題を解決する事業。 < 自治会等事業 > (B) 地域的・世代的に広がる事業。 < 継続性重視 > (C) 観光的等に脚光をうける事業。 < 一時的でも可 >	丸子地域住民提案型事業からの丸子地域の考え方として、(A) 及び (B) で継続性を優先し評価する。
	丸子地域独自の採択基準を明確にする必要があるが、予算があつての採択のため、申請状況により、事業内容等を勘案のうえ採択する。(資料 4 ページ:継続事業の予算状況)	次の 3 通りの方法のうちいずれか。 点数が低い団体から不採択とする。 基準の 10 点以上は採択としたうえで、全体の補助金額を抑える。 平均点を基準とする。
	継続事業については、現地視察 (2/26) と実績報告会 (3/19) を行う。	現地視察及び実績報告会へ、地域協議会委員も同席し、検証・指導、意見交換を行う。

## プレゼンテーション資料

事業名	
団体名	

### 団体のご意見

- ・3月12日（金曜日）のプレゼンテーション選考の資料とします。  
項目ごとに、各団体のお考えをご記入ください。

選考基準		この事業でどういう点があてはまるか
公益性	限られた地域だけでなく、多くの市民に恩恵があるか。	
妥当性	地域に必要とされているものか。	
効果・効率性	期待した成果があげられるか。	
継続性	補助金がなくても継続できるか。	
先進性・独創性	他にない先駆的な取り組みであるか。	

事業で、特に期待できることをお書きください。

--

特色あるまちづくり応援事業（市民団体対象） 選考調書

事業名	
団体名	

選考基準		評定（5段階評価） 評価に をしてください。		備考（団体への意見・アドバイ スをご記入ください）
公益性	限られた地域だけ でなく、多くの市 民に恩恵がある。	5	大いに見込める。	
		4	概ね見込める。	
		3	見込める。	
		2	少しは見込める。	
		1	見込めない。	
妥当性	地域に必要とされ ている。	5	大いにされている。	
		4	概ねされている。	
		3	されている。	
		2	少しはされている。	
		1	されていない。	
効果・効 率性	成果が期待できる。	5	大いに期待できる。	
		4	概ね期待できる。	
		3	期待できる。	
		2	少しは期待できる。	
		1	期待できない。	
継続性	今後補助金がなく ても継続していけ る。	5	十分継続していける。	
		4	概ね継続していける。	
		3	継続していける。	
		2	継続は考えてない。	
		1	いけない。	
先進性・ 独創性	他にない先駆的な 取組みである。	5	大いにある。	
		4	概ねある。	
		3	ある程度ある。	
		2	少しはある。	
		1	ない。	

特記事項・・・選考会からの意見として申請者に通知します。

--

個性あるふるさとづくり応援事業（自治会対象） 選考調書

事業名	
団体名	

選考基準		備考（団体への意見・アドバイスをご記入ください）
公益性	多くの自治会員、地域の一般市民も参加することが可能な事業である。	
	自治会の一部のメンバーに効果が留まらず、地域の活性化に期待がもてる事業か。	
妥当性	地域独自の課題に対し事業内容が妥当か。	
	事業目的に対して、無駄（過大）な予算計上や無理（手薄）な計画となっていないか。	
効果・効率性	小規模単位（自治会のみ）で実施することにより無駄や不協和音が生じてないか。	
	事前協議や合意形成が既に図られており、採択後計画どおりに事業進展が見込めるか。	
継続性	将来にわたって事業の継続性が見込まれ、地域住民の新たな交流や親睦が図られる事業か。	
	1回限りのイベントで終わることなく、子ども達への橋渡しとなるような継続性ある事業であるか。	

特記事項・・・選考会からの意見として申請者に通知します。

--